

レンタカーの増車手続きに関するお知らせ

＝11月1日からレンタカーの増車等の届出が不要になります＝

※ただし、マイクロバスを除く

新たに届出が不要になる手続き

- ➔増車（マイクロバスを除く。）
- ➔代替（マイクロバスを除く。）
- ※減車は以前から届出不要

引き続き届出が必要な手続き

- ➔氏名、名称及び住所の変更
- ➔貸渡事務所の変更
- ➔マイクロバスの増車
- ➔マイクロバスの代替


レンタカーの登録時に、輸送担当における事業用自動車等連絡書等の経由手続きが不要となります※ただし、マイクロバスを除く

代わりに、レンタカー事業者証明書(写)の添付が必要となりますので、登録前に輸送担当でレンタカー事業者証明書手続きを行ってください。(手続きから交付までには〇～〇日程度かかります)

※当面の間は、引き続き、事業用自動車等連絡書等での手続きも可能です

レンタカー事業者証明書とは

- ・レンタカー事業者証明書の交付には、申請が必要です。
- ・交付申請は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局輸送担当に対して行ってください。
- ・証明書の有効期限は、5年です（名称、住所等が変更になった場合は手続きが必要です）。
- ・証明書の有効範囲は、近畿運輸局、神戸運輸監理部、その管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会です。
- ・レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

様式第1-19号	令和3年12月1日[交付]更新期 1810 号
レンタカー事業者証明書	
下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受けていることを証明する。	
貸渡し人	氏名又は名称 国土交通レンタカー株式会社
住所	東京都千代田区霞ヶ間2-1-3
有効期限	2026年12月31日
 運輸支局長	

ご注意ください！！

事業者証明書(写)はレンタカーとしての登録を希望する場合のみ添付ください。
レンタカー以外の自家用車を登録する場合に誤って添付しないようご注意ください！

・ ・ 問い合わせ先 ・ ・

〇〇運輸支局 輸送担当 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇